

## 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発送されます

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告で、全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

社会保険料控除を受けるには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

平成30年1月1日から9月30日までの間に、国民年金保険料を納付された方には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から郵送されます。年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。

また、10月1日以降に今年初めて国民年金保険料を納付された方には、来年2月上旬に郵送されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された方は、納付されたご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに郵送された控除証明書を添付し、申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」については岐阜南年金事務所へおたずねください。

【問合先】岐阜南年金事務所(岐阜市市橋2-1-15)

☎273-6161(月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで)



## 消防署 住宅用火災警報器の維持管理について

住宅火災による犠牲者を減らすために、すべての住宅を対象に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。総務省消防庁の調査によると、住宅用火災警報器を設置している場合と設置していない場合で比べると、亡くなる方は約4割、火災による損害は約5割の減少となっています。羽島郡管内では住宅用火災警報器を設置している住宅は増加していますが、設置後の維持管理にまで気に留めている方が少ないのが現状です。せっかく設置していてもメンテナンスをしなければ、住宅用火災警報器の役割を果たすことはできません。そして正常に作動しなければ、火災に気づくのが遅れてしまい、逃げ遅れの原因になります。そこで住宅用火災警報器を適切に維持管理するために4つのポイントを紹介します。

- ・点検用のボタンやひもを引くなどして、定期的(半年に一度程度)に作動点検をしましょう。
- ・ホコリが入ると誤作動の原因となります。また、火災を感じしにくくなるので定期的に清掃しましょう。
- ・電池が切れそうになった時や故障の時には音や光で知らせてくれます。電池切れの合図があったら、すぐに電池交換をしましょう。
- ・10年を目安に本体の交換をしましょう。購入して取り付けた日にちを記入しておくと交換時期を忘れません。

自己自身の生命、財産はもちろんですが、大切な人を守るためにも住宅用火災警報器を設置し、維持管理に努めましょう。

